

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080010	地方独立行政法人法における、公立大学法人の業務範囲の拡大	地方独立行政法人法 第21条、第70条	公立大学法人は、法により、その業務の範囲が、大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理すること、及びこれに附帯する業務に限定されている。	公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条および第70条により、その業務が大学及び高等専門学校の設置及び管理のみに制限されており、また業務上の余裕金の運用が禁止されている。より積極的に研究成果の活用を通じた社会貢献を行うとともに、技術に関する研究成果を活用した外部資金の獲得による自律的運営に道筋を立てるために、地方自治体においてその必要性が認められ、総務大臣ならびに文部科学大臣の認可を得た場合においては、当該法人の研究成果を用いて行われる事業を行うものへの出資を可能とすることを求める。	実施内容：大阪府で検討されている、大阪駅北側のナレッジキャピタルにおいて、本学は抗疲労・癒し、健康科学研究を中心とした施設運営を計画している。ここでの活動内容は、本学が持つ知識、技術、研究成果を用いた産業界等との連携による新ビジネス構築とその発展であり、産学官連携研究拠点としての共同研究、受託研究、受託事業等の受注活動の場であるのみでなく、本学の研究から発生した抗疲労・癒し、健康科学研究に関する技術(たとえば疲労検診技術、健康関連商品等)を活用することを目的に設立された事業体への出資を想定している。 提案理由：上記のナレッジキャピタルでの活動は産業界等との連携の場となる。そのため本学が持つ知識、研究成果を、市民を含め産業界へ積極的に還元し、産学官連携構想のもと、その成果の活用を進める必要がある。しかしながら公立大学は地方独立行政法人法第43条および70条により、その業務が制限されており、たとえば本学の技術に関する成果を活用する事業を運営することはもちろん、その事業への出資が認められていない。大学等における産学官連携活動並びに自立促進が叫ばれているなか、大学の研究成果を活用した外部資金獲得は重要な課題であり、当該大学の研究成果を活用することを目的として設立された事業体へ出資することは、より効率的かつ効果的な活動支援が期待できる。すでに教員個人においてベンチャー企業の創出が盛んに行われ、また、国立大学、私立大学が大学運営以外に一定の制限のもとで事業出資が行われているなか、公立大学法人においても地方自治体の求める事業に関して出資できることが、大学自立ならびに地方貢献の面からも重要である。	C	ー	技術に関する成果の活用は公立大学法人が積極的に取り組んでいくという点については、技術供与・共同研究・助言等の手段により現在でも可能であり、現実に多くの公立大学において実践されています。 地方公共団体が必要と認められた際には、公立大学法人の設立主体である地方公共団体自身が直接出資することは現在も可能となっており、これにより提案内容を実現することが可能であると考えられ、特区として制度化する必要性に乏しいと考えます。 このことも含め、今後、相談には積極的に応じてまいります。				1 0 3 4 0 1 0	公立大学 法人大阪 市立大学	大阪府	総務省 文部科学 省
080020	学校設置非営利法人による学校の施設基準における対象拡大	構造改革特別区域法第13条第1項	不登校児童生徒、学習障害(LD)・注意欠陥／多動性障害(ADHD)のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められた場合には、その教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するもの学校の施設基準を認めている。(特区817)	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童・生徒・幼児又は発達障害のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められた場合には、その教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するもの学校の施設基準を認めている。(特区817)	地域の小学校、中学校、高等学校が応えることができない特別な教育の需要に対して、個人やNPO法人が無認可の学校をつくり、それに対応しているという現実がある。それらは、フリースクール、オルタナティブスクール(シュタイナー学校、フレネ学校、デモクラティックスクールなど特定の教育理念に基づく学校)、外国人学校、インターナショナルスクールなどの学校である。これらは、多様な教育ニーズをもつ子ども達に必要な教育を提供しているにもかかわらず、法的根拠がなく不安定な状態におかれている。本提案は、NPO法人の運営する学校が「新しい公共」政策の一環として、積極的に教育フロンティアの役割を担えるようにすることにより、多様な・グローバル化する社会に必要な人材を育成することを目的とする。 特区817「学校設置非営利法人による学校の施設基準」が、不登校児童生徒等に対象を限定しているため、これまで学校設置非営利法人が、不登校児・発達障害児以外の子どもを対象とした学校を設置することができなかった。この措置により、その他の特別な需要をもつ子どもたちにも相応しい学校教育の場が確保される。	C	ー	NPO法人については、法人としての継続性・安定性に不安があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥／多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できないという特別の需要がある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところである。 しかし、現時点において、この特別の活用事例は1件もない状況です。NPO法人による学校の設置の適否については、まずは活用事例を踏まえた評価を行うことが必要と考え、実施状況の評価も経年いまま対象範囲を拡大することは困難です。	右提案主体からの意見 を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省からの回答では、「現在、この活用事例が1件もないので、活用事例の評価ができない。したがって、対象範囲の拡大もできない」と書かれていますが、私たちが改訂された理由を述べています。それらが改善されれば、この制度は大いに活用されるものと思いますので、再度検討をお願いいたします。貴省は、第6次特区提案のときにNPO法人に対して特別な教育ニーズの調査を行われましたが、今は現時点では状況も大きく変わっていると想定していますので、再度、ニーズの調査を行っていただくよう要望いたします。	学校設置非営利法人による学校の施設基準の容易化	1 0 6 2 0 1 0	NPO法人 箕面こども森学園	大阪府	文部科学省
080030	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条、第10条 中学校設置基準第8条、第10条 高等学校設置基準第13条、第14条、第16条	小学校・中学校・高等学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人の設置する、生徒数200人以下の小規模な学校の施設要件は、小学校設置基準第8条及び第10条、中学校設置基準第8条及び第10条、高等学校設置基準第13条、第14条及び第16条の各条のただし書きの「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合」に該当するものとして弾力的に運用する。	特区によって学校設置非営利法人による学校の設置の特例が認められているにもかかわらず、未だ学校設置非営利法人による学校はつくられていない。その理由のひとつは、現在あるNPO法人の学校のほとんどが生徒数40人以下の小規模のもので、設置基準に定める校舎や運動場の面積を確保することが極めて困難だからである。しかし、小規模であっても、地域の学校が対応できない特別な需要に応じる教育を行い、社会的に貢献している民間の学校を正規な学校として認めることは、「新しい公共」の精神に合うものである。小規模な学校には、親密な人間関係、コミュニケーションのとりやすさ、個人の特性にあつてきめ細かな教育ができるなど教育上大きなメリットがあり、個性的でクリエイティブな人材を育成するのに適している。学校設置非営利法人の学校設置を容易にするためには、施設基準を弾力的に運用する必要がある。 [代替措置] 1. 校舎面積については、生徒数20人以下の場合には120㎡以上、21人以上の場合には120+3×(生徒人数-20)㎡以上とする。 2. 運動場面積については、20㎡以上の空地を有すること。ただし、近隣の公園や運動施設を活用するなど、教育上支障の生じない措置を講じれば、この限りではない。 3. 近隣の運動施設を活用するなど、教育上支障の生じない措置を講じれば、体育館は持たなくてもよい。	D	ー	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎及び運動場の面積については、原則として各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を下回ることができることとされています。 また、体育館については、原則として小学校等に備えるものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、例外が認められることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。	右提案主体からの意見 を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省からの回答に「小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化する」とともに、「多様な…」を「多様な形態の学校」と解釈する必要があると思いますが、NPO法人の経営する学校のほとんどが40人以下で、20人以下のものが多いです。したがって、本提案の代替措置のように、小規模な学校に相応しい基準を設けていただくよう要望いたします。	学校設置非営利法人による学校の施設基準の容易化	1 0 6 2 0 2 0	NPO法人 箕面こども森学園	大阪府	文部科学省
080040	学校設置非営利法人による学校の学級編制基準の弾力的運用	小学校設置基準第5条 中学校設置基準第5条	小学校・中学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人の設置する学校の学級編制については、小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条の各条のただし書きの「特別の事情があるとき」に該当するものとして弾力的に運用する。	現在、NPO法人が運営している学校には、同学年の児童・生徒だけで学級編制されていないものが多い。意図的に異学年の生徒で学級を編制することによって教育効果を得ている学校もある。これらの学校の教育の特色を生かすためにも、学級編制を弾力的にできるようにする。	D	ー	小学校設置基準及び中学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校及び中学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 小学校等の学級の編制については、原則として同学年の児童及び生徒で編制するものとされていますが、過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童及び生徒を同学年に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合には、複数学年の児童及び生徒を一学級に編制することができますこととされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準の規定の運用は、当該小学校及び中学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。	右提案主体からの意見 を踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省からの回答では、「小学校等の学級の編制については、…過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童及び生徒を同学年に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合には、複数学年の児童及び生徒を一学級に編制することができる」と書かれていますが、過疎地でなくとも教員配置に困難な特別の事情がある場合は、複数学年の編制が可能だと解釈してよろしいでしょうか。	学校設置非営利法人による学校の施設基準の容易化	1 0 6 2 0 3 0	NPO法人 箕面こども森学園	大阪府	文部科学省
080050	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条 中学校設置基準第8条 高等学校設置基準第13条	小学校・中学校・高等学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、校舎面積基準を引き下げることができるようにする。	学校設置非営利法人による学校設置事業を促進することにより、不登校児童生徒やLD、ADHDといった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育環境の改善を目指す。 具体的には、学校設置非営利法人が設置する学校に関しては、校舎面積の最低基準を以下のとおりとすることができるものとする。 生徒数の区分 面積(平方メートル) 20人以下 120 21人以上 120+3×(生徒人数-20) ※こうしたNPO法人の運営採算ラインを20人と見積り、以下の「高等学校の課程に類する課程を置く外国人学校の指定に関する基準等について(報告)」を参照として面積基準を算出した。 生徒数の区分 面積(平方メートル) 40人以下 200 41人以上 200+2.5×(生徒数-40) 提案理由 教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人は多く存在するが、学校設置非営利法人によって設立された学校はまだ1校もない。こうしたNPO法人は運営規模が小さいところが多く、学校設置基準が大きな障壁となっているが、その背景として、都市部で運営しているところが多いために土地の取得が事実上困難であることや、廃校舎の活用がままならないといった事情が挙げられる。 小規模であるが故に通える、きめ細やかな対応が可能であるが故に適応できるという児童・生徒は少なくないが、こうした学びの場に出会ったとしても統計上は不登校の対象であり、「問題行動等」として取り扱われているのが現状である。また、そうした場での活動が在籍校での成績評価に繋がることもない。 学校設置非営利法人による学校設置事業を推進することによって、こうした状況を大きく改善することができると思われる。	D	ー	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎の面積については、原則として各設置基準に定める校舎の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準別表に定める校舎の面積を下回ることができることとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			学校設置非営利法人による学校の施設基準の容易化	1 0 6 5 0 1 0	NPO法人 フリースクール札幌自由が丘学園	北海道	文部科学省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080060	学校設置非営利法人による学校の運動場に係る基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条 中学校設置基準第8条 高等学校設置基準第14条	小学校・中学校・高等学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人による学校を設置する場合は、運動場を設けることと同等と認められる措置を講ずることによって、運動場を設けなくてもよいものとする。	学校設置非営利法人による学校設置事業を促進することにより、不登校児童生徒やLD、ADHDといった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育環境の改善を目指す。 具体的には、体育館の借用契約の締結やスポーツクラブとの優先利用契約の締結等、運動場を設けることと同等と認められる措置を講ずることにより、運動場を設けることなく、学校設置非営利法人が学校を設置することができるものとする。 提案理由 教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人は多く存在するが、学校設置非営利法人によって設立された学校はまだ1校もない。こうしたNPO法人は運営規模が小さいところが多く、学校設置基準が大きな障壁となっているが、その背景として、都市部で運営しているところが多いために土地の取得が事実上困難であることや、廃校舎の活用がままならないといった事情が挙げられる。 小規模であるが故に通える、きめ細やかな対応が可能であるが故に適応できるという児童・生徒は少なくないが、こうした学びの場に出会ったとしても統計上は不登校の対象であり、「問題行動等」として取り扱われているのが現状である。また、そうした場で活動が在籍校での成績評価に繋がることがない。 学校設置非営利法人による学校設置事業を推進することによって、こうした状況を大きく改善することができると思う。	D	一	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校、及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 施設及び設備については、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができるとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。			学校設置非営利法人による学校設置事業推進プロジェクト	1 0 6 5 2 0 0	NPO法人 フリースクール札幌自由が丘学園	北海道	文部科学省
080070	大学獣医学部の設置の認可	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、短期大学、高等専門学校等の設置の際の入学定員の取り扱いに関する基準」	現在、獣医関係学部・学科の入学定員については、現行の養成規模により獣医師を供給すれば、必要となる獣医師総数を満たすとの考えに基づき抑制を行っています。	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除	四国では、動物感染症や人獣共通感染症対策のみならず、食の安全・安心の確保を図るうえで重要な役割を担う獣医師が不足しており、その確保対策が急務となっている。そこで、今治新都市に国際水準の大学獣医学部を新設して獣医師を養成し、感染症対策及び食の安全の確保を図る一方で、動物・獣医療関連の企業誘致を促進して他産業とのコラボにより新産業を創造し、地域活性化を促す。 (提案理由) 全国的に産業動物・公務員獣医師の不足感が顕著となる中、他の地域以上に獣医師が不足し、研究・診断の拠点施設がない四国で、万一、口蹄疫などの感染が発生した場合には十分な対応ができない恐れがある。また、獣医師は感染症の予防・診断のみならず、医薬品開発、食の安全性確保等を通じ、政府が「新成長戦略」において掲げる健康大国の実現に向けて重要な役割を担っており、今後一層、重要性が増すと考えられる。このため、四国の獣医師不足を解消し、地域の研究機能を充実・強化するとともに、今治市を成長が期待できるライフ・イノベーションの拠点都市として再生するため、特区による大学獣医学部の設置を提案する。なお、獣医師養成は6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題としてみたくも、獣医師養成機関の空白地帯であり、今後更なる獣医師不足が予想される四国における獣医師養成の充実喫緊の課題である。よって、四国地域に産業動物系コースや研究者養成コース、地域入学定員枠を設けた高い水準の大学を設置し、地域で人材を養成しようとする本提案は、国の方針にも沿うものと考ええる。	F	III	平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略等として、感染症対策、革新的な医薬品の研究開発、食の安全・安心確保等が提言されており、これらの趣旨を踏まえ、獣医師養成の充実に取り組んでいきます。 具体的には、国を挙げて口蹄疫対策に取り組む中、獣医師及び獣医学教育の重要性も高まっており、今後、文部科学省としては、獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議において、社会的ニーズの変化等に対応した獣医師養成の充実について引き続き検討していきます。 なお、獣医関係学部・学科の入学定員については、獣医師養成が6年間を必要とする高度専門職業人養成であり、他の高度専門職と同様に全国的見地から、獣医師養成機能をもつ大学全体の課題として対応することが適切です。 以上のことから、これまで重ねてご回答申し上げてきたとおり、ご提案を特区制度を活用して実現することは困難であると考えます。	右提案主体からの意見 を踏まえ、再度検討し回答された。	提案に対する省及び獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の検討状況について、平成22年5月11日開催の第9回協力者会議以降の開催状況や検討内容について教えていただきたい。 また、入学定員について、全国的見地から獣医師養成機能を持つ大学全体の課題として、どのように対応される予定であるのか教えていただきたい。	1 0 6 8 0 1 0	今治市 愛媛県	愛媛県	文部科学省 農林水産省	
080080	通信制中学の入学資格制限の撤廃	学校教育法附則第8条 中学校通信教育規程第2条	中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の専修小学校卒業生及び国民学校初等科修了者に限られている。	・学校教育法附則第8条「中学校は、当分の間、専修小学校卒業生及び国民学校初等科修了者に対して、通信による教育を行うことができる。」及び「中学校通信教育規程第2条「中学校の通信教育を受けることのできる者は、昭和二十一年三月三十一日以前の専修小学校卒業生及び国民学校初等科修了者に限る。」の撤廃	現在中学校には10万人を超える不登校生が在籍しているが、現行の通信制中学校に関する法令では、戦前の専修小学校等の義務教育修了者の中で戦後の新学制における中学校を修了したいという希望を持つ者のみに限られ、戦後の教育を受けた者は通信制中学校に入学できないことになっている。 IT等を活用した学習活動を行うことや、フリースクール等の施設において指導等を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることが認められるなど、一定の対応策は行われているが、充分な中学校教育を受けることができない状態である。 通信制中学を設置し生徒を受け入れた場合、通学が困難な生徒に対しても学習指導要領に則した教育を提供することができ、不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を学校内外で総合的に充実させていくことが可能となる。 以上の理由より、通信制中学の入学要件の緩和によって、主に不登校生のための通信制中学の設置をすることを提案したい。	C	一	義務教育段階においては、児童生徒の発達段階に照らし、一定の教育目標のもとに意図的に計画された教育活動を通じて、児童生徒と教師、あるいは児童生徒同士の人間的なかかわりを深め、児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむことが極めて重要です。 通信制中学の入学要件を撤廃することで、学齢生徒も含め、幅広く通信制中学校に受け入れることを認めることによるので、不適切です。 なお、義務教育段階における不登校児童生徒に対する支援として、自宅でIT等を活用して行った学習活動や学校外の施設で指導等を受けた場合について、一定の要件を満たすとき指導要録上出席扱いとすることができるほか、不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を実施する必要があると認められる場合、指定を受けた学校において特別の教育課程を編成することができるとされています。		1 0 7 2 0 1 0	株式会社 アットマーケティング	東京都	文部科学省		
080090	「小中学校における障害のある児童生徒への介助業務の医療的支援特区」	—	—	—	〔提案理由〕本市では、「ノーマライゼーション社会」及び、「地域の学校でともに学び、ともに育つ教育」の考えのもと、希望するすべての子どもたちが地域の学校で受け入れ教育を進めており、療の吸引や経管栄養等は、医療行為として看護師資格を有する介助員を配置し実施している。しかし、この行為は生活上必要不可欠なものであるため、緊急的な対応などの場合、その子どもをよく知り信頼関係も深くもてる立場にある教職員が実践的な研修を受け、看護師の業務の補完として、対象児童生徒の医療的な行為が実施できる万全の学校体制を実現させる。 〔具体的事業の実施内容〕学校の教職員が以下の条件で、直接対象の児童生徒に(ア)療の吸引、(イ)経管栄養(胃ろうを含む)、(ウ)チューブの交換等は含まない、(ク)自己導尿の補助、(エ)定期的な投薬管理等、 対象児童生徒が、学校生活上必要不可欠とし、家庭では常時行っている医療的な行為を実施することができることとする。 〔条件〕 ■主治医等による指導・連携のもと、実践的な研修を行う。 ■緊急的な対応などの場合、教職員が行う医療的な行為は、常駐する看護師資格を有する介助員の業務を補完する範囲内とする。 ■対象児童生徒について所要となる個別の研修を受けた教職員だけが医療的な行為を行う。 ■医療的支援マニュアルを作成し、諸問題や手順について校内委員会で確認する。	—	—	本提案で求められている特別措置の内容は、厚生労働省の所管に関するものとなっておりますので、厚生労働省からの回答をご参照ください。	右提案主体からの意見 を踏まえ、再度検討し回答された。	医療的な行為が必要な子どもの就学を保障するため、看護師の配置など国による制度の構築が必要と考えられています。 安心して子どもも保護者も教職員も関わっていただける環境を整えるべく、国が早急に対応策を立てて行く必要があります。 小中学校における就学を保障するため、緊急的な対応として、保護者と同様に対象児童・生徒をよく知り信頼関係も厚い教職員が実践的な研修を受けること等により、看護師の業務の補完として、医療的な行為を実施する特区提案を認めていただきたい。	1 0 7 4 0 1 0	筑面市教育委員会	大阪府	文部科学省 厚生労働省	
080100	学校設置非営利法人による学校設置事業における対象拡大	構造改革特別区域法第13条第1項	不登校児童生徒、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績等を有するもの学校設置を認めている。(特区817)	構造改革特別区域法第13条第1項により、学校設置非営利法人の設置する学校は、不登校児童生徒幼児又は学校への適応が困難な児童生徒を対象とすることになっている。この対象を、「特別な教育課程を希望する児童等」にも拡大し、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応ずるための教育ができるようとする。改正案の別紙あり。	〔提案理由概要〕(詳細を記した別紙あり) 現在の閉塞感ある経済・社会状況は、クリエイティブな人間を必要としている。しかしこれは、受験を中心とした画一的、点数主義的な教育では育ちにくい。それに対し、オルタナティブ教育と総称される統合的な教育課程による教育(シュタイナー教育、モンテッソーリ教育、フレネ教育、デモクラティック・スクール等)は、子どもの発達経路に深い知見を持っており、クリエイティブな人間を育てることに適している。 その発生のためには、意欲的な教育者と保護者が集まって小規模なところから学校を作りあげていく必要があり、設置が容易で自由度の高いNPO立学校が必要である。 このような小規模NPO立学校は、実験的學校としての役割を果たすことができる。 小規模NPO立学校のより一つの需要に、不登校、学校不登校、発達障害、外国人など教育機会に恵まれない人たちに教育の道を提供することがある。教育から疎外される人を一人でも減らすことは、社会の活性化にとって、きわめて重要である。 現在のNPO全日制教育機関の利用者は数千名程度であるが、潜在的には全児童・生徒の1%、10万人程度の需要があると推定され、制度が整備されれば新たな雇用と経済循環を生み出す。 『新しい公共』の理念にもとづき、既存の学校では対応困難なこれらの教育需要に、NPO立学校が応じることができ、新たな教育フロンティアとなれるようにすることを提案する。 〔実施内容概要〕 構造改革特別区域法第13条を別紙詳細のように改正し、「特別な教育課程を希望する児童等」に対象を拡大するとともに、その教育水準保障を行う。	C	一	NPO法人については、法人としての継続性・安定性に不安があることから、特区において情報公開や第三者評価、セーフティネットの構築などの条件を整えた上で、不登校児童生徒や学習障害、注意欠陥/多動性障害のある児童生徒に対して、当該地域に所在する学校では十分に対応できないという特別の需要がある場合に、これらについて一定の実績を有するNPO法人に限り学校の設置を可能としたところです。 しかし、現時点において、この特別の活用事例は1件もない状況です。NPO法人による学校の設置の適否については、まずは活用事例を踏まえた評価を行うことが必要と考えられており、実施状況の評価も経年いまま対象範囲を拡大することは困難です。	右提案主体からの意見 を踏まえ、再度検討し回答された。	本提案は、特区817の実例ができなかった理由の調査に基き、どのようにすればNPO立学校が活用されるかを示した提案です。活用事例がなく実施状況の評価ができないから拡大できないとする御回答は、ずれ違っています。むしろ、12万人を越す不登校児童生徒が存在し、多数の民間フリースクールも存在しオルタナティブ教育NPO学校も存在するのにもかかわらず、なぜ特区NPO立学校ができなかったかを、調査、検討すべきです。また、現実には法制上の地位も助成もないにもかかわらず、安定的に運営されているNPO学校の例がいくつもあります。当面、現実存在する特別な教育ニーズについて、文部科学省と民間との共同調査を行うことを提案します。	1 0 7 8 0 1 0	古山教育研究所	千葉県	文部科学省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080110	学校設置非営利法人による学校の施設基準の弾力的運用	小学校設置基準第8条 中学校設置基準第8条 高等学校設置基準第13条、第14条	小学校・中学校・高等学校の設備・編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	学校設置非営利法人の設置する学校においては、小学校設置基準、中学校設置基準、高等学校設置基準の施設基準をそれぞれ次の通りとする。  最低校舎面積 生徒人数 面積(m <sup>2</sup> ) 20人以下 120 21人以上 120+3.0×(生徒人数-20)  運動場面積 特に定めがないが、公的施設の利用等を含め、教育上支障のないものとする。	提案理由: 既存の学校が応えることのできない特別な需要に迅速に応えるためには、学校設置非営利法人による学校は小規模なものを可とし、設置が容易であることが必要である。現在は、廃校を借用できないと学校設置基準を満たせないが、廃校借用は地域に限られ、借用の条件や競合も厳しく、借用が容易ではない。また、生徒数の少ない小規模学校には、親密な人間関係、実情把握の容易、迅速な判断など教育上大きなメリットがあり、クリエイティブな人材を育成するのに適している。  具体的実施内容: 1 校舎面積 複数年による編成を積極的に行なう学校(フレネ学校、イエナ・プラン学校、デモクラティックスクールなど)の場合、生徒数20人程度に経営上の採算点がある。また、障害児等、特別なニーズに応える学校は、教員一人当りの生徒数が少ないため、規模を大きくすることは難しい。そのため生徒数20人を最低の区切りとして、校舎面積の基準を設ける。 最低校舎面積 生徒人数 面積(m <sup>2</sup> ) 20人以下 120 21人以上 120+3.0×(生徒人数-20) なお、提案した基準値は、専修学校設置基準および実際のNPO学校への聞き取り調査を参考にした。 専修学校設置基準別表第二 高等課程(商業実務、服飾・家政、文化・教養) 40人以下 200m <sup>2</sup> 41人以上 200+2.5×(生徒数-40) 2 運動場面積 NPO学校にとって、都市部で運動場を確保することは、資金上きわめて困難である。しかし、オランダ等には、自前の運動場を持たないが、教育に支障をきたしていない学校が多数存在する。運動場要件が学校設置に対して禁止的なものにならないようにする。 規制の代替措置 学校設置を容易にすることによる弊害の防止策は、「学校設置非営利法人による特別な需要に応える学校設置事業」と同じである。	D	—	小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校、及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。 校舎及び運動場の面積については、原則として各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別な事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準別表に定める校舎及び運動場の面積を下回ることができるとされています。 こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。	右提案主体からの意見 再度検討し回答されたい。	現行法で対応可能との御回答でしたが、漠然としています。より具体的な措置が望まれます。現実に廃校借用をしない場合には設置基準との差が大きくなり、ならぬが新基準がないと現行学校施設基準での学校設置は不可能です。本提案は現実の調査から、生徒数20名を区切りとする設置基準が合理的であることを示していますが、小規模学校の施設基準に新たな発想が必要なことを特区という形で確認する必要があります。また、「特別な事情」を認める省令があるにもかかわらず、さらに具体的確認をしている例として、特区825(教員配置)があります。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078020	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
080120	特別な需要に応える学校設置に係る教育課程の弾力化	学校教育法第33条、第48条、第52条	学校における教育課程は文部科学大臣が定める学習指導要領等に従って編成することとされている。	「特別な教科課程を希望する生徒等」を対象とし、当該特区に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別な需要に応ずるための教育を学校設置非営利法人が行うときは、憲法、教育基本法の理念、学校教育法の目的を踏まえ、必ずしも学習指導要領に準拠しない教育課程の編成・実施を可能にする。	提案理由: 特区803「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化」の対象を拡大したものである。 「当該区域の学校が応えることのできない特別な需要」に応える学校は、既存の学校ではできないことを行うことに意義がある。学習指導要領に必ずしもよらずに、憲法、教育基本法の理念、学校教育法の目的を踏まえ、教育課程編成を可能にする。  代替措置: 学校自己評価および第三者評価により、その学校の設置目的が十分に達成されているかを評価する。	D	—	学習指導要領によらない教育課程の編成・実施については、「教育課程特例校制度」として、学校教育法施行規則第55条の2等に基づき、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成し実施することを認めており、本制度の活用が考えられます。	右提案主体からの意見 再度検討し回答されたい。	貴省より「教育課程特例校制度」の活用によって、現行制度で対応可能との御回答でした。しかし「教育課程特例校制度」には、「学習指導要領において全ての児童又は生徒に履修させる内容として定められている事項が、特別の教育課程において適切に取り扱われていること。」(平成20年文部科学省告示第30号第2項第一号)とあり、学習指導要領の特色は生かすことができません。前身となる「特区研究開発校制度」(特区802)は教育課程の基準によらない教育課程を可能としていましたが、全国展開して教育課程特例校制度となると内容が後退しました。特区803は教育課程の基準によらずに編成可能ですので、特区803の拡大が望まれます。	学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078030	古山教育研究所	千葉県	文部科学省
080130	学校設置非営利法人による学校の学級編制基準、教員配置基準の弾力的運用	小学校設置基準第5条、第6条 中学校設置基準第5条、第6条	小学校・中学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところとされている。	小学校設置基準第5条、第6条、中学校設置基準第5条、第6条に規定する「特別な事情」に該当するものとして必ずしも同学年の児童生徒で編成する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができる。	提案趣旨: 特区825「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業」を、特別な需要に応える学校設置非営利法人に適用するものである。	D	—	特別な需要の内容が不明ではありますが、小学校設置基準及び中学校設置基準第5条に定める特別な事情に該当するものとして、学年の児童・生徒を一学級に編制することが可能となっています。 同条に特別な事情を設けた理由としては、過疎地であり教員配置が困難である等特別な事情があり、複数年での児童(生徒)を同学級に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合もあることなどに配慮したものです。 こうした小学校設置基準及び中学校設置基準の規定の運用は、当該小学校及び中学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。		学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078040	古山教育研究所	千葉県	文部科学省	
080140	市町村教育委員会による特別免許状授与事業における対象拡大	教育職員免許法第5条第7項 構造改革特別区域法第19条	教員免許状は、都道府県教育委員会が授与することとなっている(教育職員免許法第5条第7項)。ただし、構造改革特別区域法第12条第1項に基づく株式会社立学校、同法第13条第1項に基づくNPO法人立学校において教員を雇用しようとする場合等においては、当該特区の認定を受けた市町村が特別免許状を授与することが可能となっている(構造改革特別区域法第19条)。	特別な需要に応じる学校設置非営利法人の設置する学校は、構造改革特別区域法第13条第1項に規定する学校設置非営利法人と同等に、市町村教育委員会による特別免許状授与事業による特別免許状を受けられるものとする。	提案趣旨: 特区830「市町村教育委員会による特別免許状授与事業」を、学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校に適用するものである。	C	—	特区830は特区817の認定を受けた学校設置非営利法人立学校に対し市町村教委による特別免許状の授与を認めるものであり、特区817の対象分野が変更されればそれに伴って特区830の対象分野も変更されることとなります。		学校設置非営利法人による特別な需要に応じる学校の設置事業	1078050	古山教育研究所	千葉県	文部科学省	
080150	特別な支援を要する子どもを対象としたNPO法人による学校設置	学校教育法第2条第1項	学校教育法第1条に定める「学校」は、国、地方公共団体及び学校法人だけが設置することができることとされている。	NPO法人による私立学校設置の認可	提案事業の実施内容 ①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置  提案理由: 特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられず深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけでなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照) 特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照) このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。 NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。	D	—	構造改革特別区域法第13条(特区817)の活用により、不登校児童生徒、学習障害(LD)・注意欠陥/多動性障害(ADHD)のある児童生徒を対象とした「特別なニーズ」がある場合と認められる場合には、そうした教育を行うNPO法人であって一定の実績を有するものの学校設置が可能となっている。		特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1082010	NPO法人翔和学園	東京都	文部科学省	

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
080160	学校設置非営利法人による学校設置基準の弾力的運用	学校教育法第3条 小学校設置基準第8条、第10条 中学校設置基準第8条、第10条 高等学校設置基準第13条、第14条、第16条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学校設置基準の弾力化	<p>提案事業の実施内容</p> <p>①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置</p> <p>提案理由:</p> <p>特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照)</p> <p>特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照)</p> <p>このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。</p> <p>NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。</p>	D	<p>小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。</p> <p>校舎及び運動場の面積については、原則として各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を確保するものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、各設置基準に定める校舎及び運動場の面積を下回ることができることとされています。</p> <p>また、体育館については、原則として小学校等に備えるものとし、立地条件及び周囲の環境によりこれらが困難であるなどやむを得ない特別の事情がある場合で、教育上支障がない場合には、例外が認められることとされています。</p> <p>こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該小学校、中学校、高等学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。</p>			特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1 0 8 2 0 2 0	NPO法人 翔和学園	東京都	文部科学省	
080170	特別な支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る教育課程の弾力化	学校教育法第33条、第48条、第52条	学校における教育課程は文部科学大臣が定める学習指導要領等に従って編成することとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る教育課程編成の弾力化	<p>提案事業の実施内容</p> <p>①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置</p> <p>提案理由:</p> <p>特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照)</p> <p>特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照)</p> <p>このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。</p> <p>NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。</p>	D	<p>「教育課程特例校制度」として、学校教育法施行規則第55条の2に基づき、学校又は地域の特色を生かした学習指導要領等によらない特別的教育課程を編成し実施することを認めています。特別支援を要する子どもを対象としたNPO法人による学校設置が認められた場合においても、本制度を活用して特別的教育課程の編成・実施することが考えられます。</p> <p>また、学校教育法施行規則第138条及び140条に基づき、特別支援学校における指導若しくは通級による指導を行う場合には、特別的教育課程によることが可能となっています。</p>			特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1 0 8 2 0 3 0	NPO法人 翔和学園	東京都	文部科学省	
080180	特別な支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員定数の弾力化	小学校設置基準第5条、第6条 中学校設置基準第5条、第6条 高等学校設置基準第8条	小学校・中学校・高等学校の設備、編制その他設置に関する事項は各学校設置基準の定めるところによることとされている。	特別支援を要する子どもを対象とした学校設置に係る、学級編成や教員定数の弾力化	<p>提案事業の実施内容</p> <p>①NPO法人による私立幼稚園の設置 ②NPO法人による私立小学校の設置 ③NPO法人による私立中学校の設置 ④NPO法人による私立高等学校の設置</p> <p>提案理由:</p> <p>特別支援を要する子どもたちの中には、適切な支援をうけられずに深刻な二次障害にいたるケースも多く、本人だけではなく保護者にも多大な負担がかかっているのが現状である。「児童虐待」「少年犯罪」「不登校」「学力不振」「ひきこもり」「ニート」「多重債務者」「累犯軽犯罪者」「ホームレス」などの社会問題の背景に、適切な支援を受けられなかった発達障害の存在があるということも指摘されている。(資料2・3参照)</p> <p>特別支援を要する子どもたちに十分な支援を提供することは、当事者のみならず、地域社会の健全な発展のためにも不可欠であり、緊急の課題である。国・地方自治体レベルでも様々な取り組みが進められているが、依然として課題が残されており、特に境界知能や高機能の広汎性発達障害の場合、必要な支援制が整備されておらず、十分な支援サービスを受けられていないケースが多い。(資料2・3参照)</p> <p>このような、十分な公的なサービスを受けられない子どもたちへの支援は、従来からNPO法人などが取り組んできており、教育特区による特例により新たな学校も新設されてきている。しかし、その数は依然として不足している。また、NPO法人などによる支援をうけている小中学生は公立の学校にも籍だけを置いているケースも多く、社会的な立場があいまいである。さらに、民間のサービス機関は有料であるため、経済的な事情により使用を断念しているケースも多数存在する。</p> <p>NPO法人による学校設置が可能になることで、より多くの子どもたちが必要なサービスを受けることができるようになるだけでなく、児童・生徒の社会的な立場の保障や保護者の経済的な負担の軽減にもつながると考えられる。更に、民間の教育機関が公的に位置づけられることにより、従来の縦割りの行政区分にとらわれることなく各種機関の連携を図ることも可能になり、地域社会の公益増進にもつながると考えられる。</p>	D	<p>小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準は、私立学校を含め多様な小学校、中学校及び高等学校の設置を促進する観点から、設置基準を小学校等を設置するのに必要な最低の基準として明確化するとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。</p> <p>小学校、中学校の学級の編成については、原則として同学年の児童及び生徒で編制するものとされていますが、過疎地であり教員配置が困難である等特別の事情があり、複数学年の児童及び生徒を同学年に編制した方が、より高い教育効果が得られる場合には、学年の児童及び生徒を一学年に編制することができることとされています。</p> <p>また、高等学校については、学年の区分にかかわらず学年の生徒が同時に授業を受けることが現行制度でも可能です。</p> <p>こうした小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準の規定の運用は、当該各学校の所轄庁の判断で、教育上、安全上支障のないよう留意しつつ弾力的に行うこととされています。</p>			特別支援を要する子ども達の社会参加を実現する教育特区	1 0 8 2 0 4 0	NPO法人 翔和学園	東京都	文部科学省	